QUID 利用規約

本規約は、株式会社ウィットワン（「ウィットワン」）が契約者（以下に定義する）に対して販売し、TDSE 株式会社（「TDSE」）が契約者に対し提供する本サービス（以下に定義する）の利用条件を定める。

なお、契約者に対する本サービスの販売はウィットワンが行うことから、本規約において TDSE と契約者との間で効力が生じる定めがあるものについても、それらの定めに関わらず、ウィットワンと契約者との間で効力が生じるものがあることを契約者は確認する。なお、具体的な対象については、ウィットワンの指定によるものとする。

第 1 条（定義）

1.「本サービス」とは、TDSE が提供する Quid Monitor／Quid Compete／Quid Discover（サービス名称又は内容が変更・追加された場合、当該変更後のサービスを含む。）を意味する。
2.「契約者」とは、本規約に同意した上で本サービスを利用するために注文書（以下に定義する）により申込みを行い、TDSE が自らまたは TDSE が NetBase Solutions 社（本サービスの開発企業、以下同じ。）をして当該申込みに対する承諾としてユーザーID 及びパスワードを契約者に交付することで、TDSE との間で本サービスの利用に関する契約（「本契約」）を締結するに至った法人または団体を意味する。
3.「本結果」とは、本サービスの利用によって、抽出されたデータやデータを利用した分析結果を意味する。
4.「指定事業部門」とは、契約者の事業部、事業部門及び／又は地方事務所（名称変更や組織変更があった場合は変更後のものを含む）を意味し、TDSE は、本契約条件に従い且つ本サービスの利用が可能な者のためにのみ、当該部門に対して本サービスの利用を許諾するものである。
5.「ユーザー」とは、ユーザーID とパスワードにより、本サービスを利用する許諾を得たユーザーを意味する。ユーザーは、別途注文書に定めがない限り、指定事業部門の従業員とする。契約者は、TDSE に通知することでユーザーを別の者に交代させることが可能である。
6.「注文（書）」とは、契約者が本サービスを適宜発注するための注文書類を意味する。 契約者は、通知によって発注することが可能である。
7. 「第三者データ」とは、当規約の別紙 3 に記載されている通り、顧客の指示により、または顧客の代理として、ソーシャルメディアサイトやメディアなどの第三者インターネットプロバイダー、一般に利用可能なウェブサイト、データベース、情報収集サイトなどから独自に収集および抽出されたテキスト、データ、画像、その他の素材を意味する。第三者データの定義について、ソーシャルメディアデータを含むものとする。

8. 「第三者データプロバイダー」とは、NetBase Solutions 社に対して、本サービスの一部として、または本サービスを提供するために使用する第三者データを提供する第三者を意味する。
9.「API データ」とは、Quid Monitor Insight API から得られるデータ、および第三者データプロバイダーが提供する API データを意味する。「データクエリ」とは、各データクエリ、または API ポータルに規定された基準に従ってより詳細に説明され測定された累積データクエリを意味する。データクエリの許容数は、該当する注文書に規定されるとおりである。「API ポータル」とは、Quid Monitor Insight API への認証されたアクセスを契約者に提供するポータルであり、API データの使用、説明、サポート、Quid Monitor Insight API の制限に関する関連情報を提供する。

第 2 条（本サービスの提供：使用許諾）

1. TDSE は、契約者に対し、注文書の記載内容に従い、本サービスを提供するものとする。契約者は、本結果及び本結果に含まれる情報を、契約者の施策の利用範囲の関係者（契約者の業務委託元を含む）間で共有できる。本サービスは注文書記載の指定事業部門のためにのみ提供されるものである。注文書に別段の明示的な定めがない限り、契約者の他の事業部門や部署、もしくは契約者の親会社や子会社（併せて「関連会社」）又はいかなる第三者のために、提供されるものではない。指定事業部門の全部又は一部が契約者の関連会社である場合、契約者は責任を持って当該関連会社に本規約を遵守させるとともに、当該関連会社による本規約違反について責任を負うものとする。当該関連会社は、当該注文に関し本契約における契約者の立場に立つものと見なされるものとする。さらに、契約者が、特定の指定事業部門を変更し又は置き換えることができるのは、本サービス利用開始後 3 ヵ月間の期間において一度だけとする。
2. TDSE は自らまたは TDSE が NetBase Solutions 社をして、本サービスの利用にあたり、1 名のユーザーにつき、1 つのユーザーID 及びパスワードを発行し、契約者はユーザーID 及びパスワードの共有、譲渡、名義変更、及びその他の移転はできないものとする。契約者は、自己の責任においてユーザーID 及びパスワードを管理しなければならないものとする。

3.利用上の責任

契約者は以下の責任を負うものとする。

(1) 契約者は、ユーザーが本契約条件（本規約を含む）を遵守することに責任を負うこと
(2) 契約者は、ユーザーマニュアル及びユーザーに割り当てられたパスワードに関する守秘義務（及びそれらに基づいて行ったあらゆる行為）について、責任を負うこと
(3) 契約者は、本サービスに対する不正アクセス及び不正使用を防止し、契約者がそのような不正アクセス又は不正使用があったことに気付いた場合は速やかに TDSE に通知すること

(4) 契約者は、本サービスを、適用される法律及び規制を遵守した形でのみ使用すること
(5) 契約者は、自ら以下の行為をせず、また第三者に当該行為を許諾しないものとする
(a) 本サービスをユーザー以外の他人に利用させること
(b) 本サービス又は本結果を共有し、販売し、再販売し、貸与又はリースすること(但し、注文書に「エージェンシー」と指定されている契約の場合、本結果を第三者のために活用できるものとする)
(c) 本サービスに対し、その可用性、性能又は機能を監視する目的でアクセスすること、あるいはその他評価若しくは競合目的のためにアクセスすること。
(6) 契約者は、ユーザーの E メール及びその他の当該ユーザーの身元が分かるような情報すべてにつき、正確かつ有効で利用可能な状態にあることを確約する責めを負う。
(7) 契約者は、コンピュータウイルス、トロージャン・ホース、バックドア、その他類似の（本サービスを妨害、又は障害となる）プログラムコードを保管・送信することを意図して、本サービスを使用しないものとする。
(8) 契約者は、ハッキング、その他の違法な方法により、本サービス若しくは本サービスに接続されているシステムやネットワーク、サーバーへの不正アクセスを試みないものとする。

4.本サービスのアップデート

NetBase Solutions 社は、本サービスのアップデートを行う権利を有するが、それを義務付けられるわけではない。NetBase Solutions 社が当該アップデートを行う場合、NetBase Solutions 社及び TDSE は契約者に対し何らの通知をすることを要さない。NetBase Solutions 社及び TDSE は、そのアップデートの効果に関し、契約者に対して責めを負わないものとする。

5.本サービスの停止

TDSE は、 NetBase Solutions 社が以下のいずれかに該当すると合理的に判断した場合、契約者の本サービスへのアクセスを一時的に停止させることができる。

(a) 本サービスをホストしているサイトに対して脅威又は攻撃があった場合（サービス拒否攻撃を含む)、又はその他の事由で本サービス、契約者またはその他の本サービスのユーザーに対するリスクを生じさせる可能性のある場合
(b) 契約者による本サービスの利用が、本サービス又は本サービスのユーザーの妨害となり、またはそれらに対する安全上のリスクを与える場合。または本サービスのシステム又は本サービスのユーザーに対する障害となる場合、あるいは、TDSE 若しくは他の第三者に対し責任を生じさせる可能性のある場合
(c) 契約者が、本サービスを詐欺又は違法行為のために利用している場合
(d) 契約者の通常の事業運営の継続を中止し、債権者のために契約者の資産の譲渡その他類似の処分を行い、または破産、会社更生、清算、解散又は民事再生手続きの対象となった場合

(e) 契約者が本契約に違反して本サービスを利用した場合、
(f) 契約者が本契約に基づく支払い義務を履行しなかった場合
(g) 契約者による本サービスの利用が異常なまで 急増した場合
契約者は、上記に記載された停止理由の多くが、NetBase Solutions 社から TDSE に対して課せられているものであり、何らの通知なくとも変更されるものである。また、他のユーザーの行為の結果として契約者が本サービスへアクセスすることの中止をもたらすものであることを了解する。TDSE は、状況が許す限り、契約者に対しサービス停止が生じた場合には、通知することにする（通知方法は、書面に限られず、TDSE・ウェブサイト上への掲載、あるいは契約者が登録したＥメールアドレスへの送信を含む)。TDSE は、サービス停止の結果として契約者が被ったいかなる損害、責任、損失（データ損失及び逸失利益を含む）その他生じた結果について、何らの責めをも負わないものとする。本第 2 条 5 項に基づく停止は、本契約の解除とみなされるものではなく、また、契約者に対し本契約上の義務及び責任を免除するものでもない。

6.追加注文（オプション）手続

本サービスの注文後の本サービスの追加購入は、契約者は追加のための注文書により申込み、TDSE が承諾することにより適用されるものとする。本契約及び署名済みの注文書の条件と一致せず又は付加された注文書上の条件や了解事項は、適用されないものとする。追加注文を締結するに当たり、本規約に規定されている場合を除き、ユーザー数、チャネル数、又はトピック数は、本利用期間中、増加させることはできるが減少させることはできないものとする。

第 3 条（本サービスの料金及び支払）

1.サービス料金

契約者は、注文書に記載された本サービスの料金（「本利用料金」）を支払うものとする。注文書に別段の定めがない場合、いかなる理由（解約・解除の場合も含む）においても、支払い義務はキャンセルすることができず、支払われた本料金は返金されないものとし、さらに、契約者は相殺の主張をすることができないものとする。更新において支払われるべき本利用料金は、更新のための注文書において別段の合意がなされない限り、更新時の利用料金によるものとする。

2.請求及び支払

TDSE は契約者に対し、注文書に相互に合意した支払い条件によって請求し、契約者は TDSE に対し、同条件によって支払うものとする。

第 4 条（期間及び解除）

1.更新

本契約は、12 ヶ月ごとに自動的に更新されるものとする。但し、いずれかの当事者が、本サービスの終了日の 1 ヵ月以上前に、契約内容の変更または更新しない旨の通知をした場合を除く。

2.解除

いずれの当事者も、以下の場合、相手方に通知することにより、以下の理由に基づき本契約を解除することができる

(1) 他方当事者が本契約に違反し、当該違反を通知による催告を受けてから 1 ヵ月以内に治癒することが出来なかった場合

(2) 他方当事者が破産その他債務超過、管財人選任、清算又は債権者の利益のための譲渡に関連する手続きの申し立ての対象となった場合。

第 5 条（財産権）

1.権利の留保

本契約に基づく明示的な許諾を除き、TDSE は関連する知的財産権を含め、本サービスに含まれる権利、権限及び利益を留保する。本契約に明示的に規定されているものを除き、契約者には何らの権利も許諾されない。

2.制限

契約者は、以下の行為を自ら行ったり第三者に許諾したりしないものとする。

(1) 本契約若しくは注文書において許諾されていない本サービスにアクセスすること

(2) 本結果を自己の内部事業目的以外（第三者の営業のために活用することを含む。）で使用すること（但し、注文書に「エージェンシー」と指定されている契約またはエージェンシープランの契約の場合 、契約者は、本結果を契約者の顧客である第三者のために活用できるものとする）

(3) 本サービスの統合性若しくは機能、又は本サービスの使用若しくはそれへのアクセスを妨げ又は妨害すること

(4) 本サービス又はそれに関連するシステムやネットワークに対する不正アクセスを試みること

(5) 本サービスに接続されたサーバーやネットワークを妨げ若しくは妨害すること、又は本サービスに接続されたネットワークに関する要求事項、手続き、規則及び規制に従わないこと

(6) ハッキング、パスワードマイニング、その他の違法な方法により、本サービスが使用している安全措置を無効又は回避しようと試みること、その他本サービス若しくは本サービスに接続されているその他のシステムやネットワークの一部やその機能、または本サービスのサーバーへの不正アクセスを試みること

(7) 本結果をコピーし、フレーム化し若しくはミラーリングすること、 但し、契約者のイントラネット上でのコピーやフレーム化その他、契約者の内部事業目的のためになされる場合を除く
(8) 本サービスのリバースエンジニアリングを行うこと
(9) 以下のいずれかを目的として、本サービスにアクセスし又は本結果を使用すること
(a) 競合製品や競合サービスを構築するため
(b) 本サービスの特徴、分析性、機能若しくは図面を複製するため
(c) 本サービスの可用性、性能または機能性をモニターする目的、その他評価若しくは競合の目的で、本サービスにアクセスし又は利用すること

3.本サービス関連資料の所有権

本契約のいずれの定めによっても、以下に関するあらゆる所有権またはその他の権利が契約者に移転しない。

本サービス、本サービスの履行のために用いられるすべてのデータ、本サービスに関連して使用されるあらゆる技術及び資料、その他本サービスのブランドの特有の特徴、及び NetBase Solutions 社が締結日以前から保有し又は利用期間中に開発したその他のすべての技術及び資料

4.フィードバック

本サービスのユーザーＩＤを使用する者が、TDSE に対し、本サービスに関する助言又は変更の推奨について、送付した場合（「フィードバック」）、契約者は、当該フィードバックに関するあらゆる権利、権限及び利益を、TDSE に譲渡するものとし、TDSE は、契約者に何ら補償することなく、本サービスに関連し又はそれと一緒に、当該フィードバックを自由に使用することができるものとする。

5.契約者の専有資料に関する所有権

契約者は、契約者の既存資料、及び本サービスに関連して TDSE に契約者が提供する秘密情報に関するあらゆる権利、権限及び利益を排他的に保有する。他方、本結果の内容は、公知の事実から派生したものであって本サービスを使用することにより集積されたものであり、契約者の所有に属するものではなく、TDSE はこれを自由に使用することができるものとする。なお、ある特定のトピックが契約者により使用されているという事実自体は、契約者の秘密情報とみなされるものとする。但し、TDSE が、特定のトピックの内容につき契約者に由来するものとは判断しなかった場合、その限りで、TDSE は、実質的に類似したトピックを他の契約者に対して使用の提案を行うことが出来るものとし、他の契約者は、本契約に基づく制限なく、類似したトピックを使用することができるものとする。

第 6 条（秘密保持）

1.秘密情報の定義

「秘密情報」とは、一方当事者（「開示当事者」）から他方当事者（「受領当事者」）に対して、口頭又は通知によって秘密である旨を指定されて開示されるか、当該情報の性質及び開示時の事情から見て、合理的に秘密と考えられるあらゆる秘密情報を意味する。各当事者の秘密情報には、契約条件、本サービスの技術（「本件基礎技術」）及びあらゆる注文、並びに当事者が開示した当該当事者の事業及び営業計画、技術及び技術情報、製品計画及び製品設計、製品サービス資料、操作マニュアル及び事業手順等を含む。しかしながら、秘密情報には、以下を含まないものとする。

(1) 公知の情報及び開示当事者から課せられた義務に違反することなく公知となった情報

(2) 開示当事者から開示を受ける前に受領当事者が知っていた情報

(3) 開示当事者から課せられた義務に違反することなく第三者から受領した情報

(4) 開示当事者の秘密情報を使用したり参照したりせずに受領当事者が独自に知得・開発した情報

2.秘密情報の保護

開示当事者が別途書面で承認した場合を除き、受領当事者は以下の点を遵守することに責任を負う。

(a) 善良な管理者の注意をもって開示当事者の秘密情報を保護すること

(b) 開示当事者のいかなる秘密情報も、本契約の範囲に属さないいかなる目的にも開示したり使用したりしないこと

(c) 開示当事者の秘密情報に対するアクセスしうる者の範囲を、その従業員、請負業者及び代理人であって、本契約に基づき本サービスを履行するためにアクセスが必要な者であり、且つ、受領当事者との間で本契約に定められたものと同等以上の保護義務が課せられた書面での秘密保持契約に署名した者に限定するものとする。

3.法の要請に基づく開示

受領当事者は、法に基づき要求された場合、開示当事者の秘密情報を開示することができるものとする。但し、受領当事者は、(法的に許容された限度で) 開示が要求されたことを予め開示当事者に通知すること、及び、開示当事者が当該開示を争い又は限定することを希望した場合には、受領当事者が開示当事者の費用で、合理的な援助を行うことを条件とする。

4.本契約条件

各当事者は、本契約又は注文書の条件を秘密に保持し、第三者に開示しないことに同意する。但し次の場合を除く

(1) その関連会社、現実又は将来の投資家、銀行、弁護士、会計士その他の専門的アドバイザーに対して内密に開示する場合

(2) 本契約に基づくその権利の行使に関連する場合

(3) 法により開示することが必要な場合。これには、株式公開又は有価証券報告書において必要な場合を含む。

(4) 買収・合併またはその提案に関連して内密に開示する場合

第 7 条（保証及び保証の否認）

1.契約者の保証

契約者は、(a) 契約者が本契約を締結する法的権限を有し、(b) 契約者が本サービスの競合先ではないことを表明し保証する。

2.保証の否認

本契約に明示的に規定されている場合を除き、本サービスは、現状有姿で提供されるものであり、いずれの当事者も、明示にも黙示にも、また法律に基づくものであってもそれ以外であっても、いかなる種類の保証も行わないものとし、また、各当事者は、商業性、第三者の権利を侵害しないこと、特定目的への適合性、その他取引過程若しくは取引慣行から生じるあらゆる黙示的保証を含め、適用法により許諾された範囲において、特にあらゆる黙示的保証をすべて否認する。TDSE は、本サービスが停止せずまたはエラーがないことにつき保証しない。

3.本結果に関する免責

契約者は、本結果は外部ウェブサイトとのリンクを介して要約された形で提供されるもので、情報として使用されることを目的としたものであり、契約者は本結果及びそこに含まれる内容の使用は、すべて契約者のリスクにおいて使用されるものであることに同意する。本結果およびそこに含まれる内容がどのような役に立つのかを決定し、本結果およびそこに含まれる内容の正確さ、最新性、完全性及び有効性を決定することは、すべて契約者の責任においてなされるものである。契約者は、TDSE が全部にせよ一部にせよ本結果又はその内容に基づいて又はそれを信頼して契約者がなした行為又は不作為に直接または間接に起因するいかなる請求、損失、費用若しくは損害又はそれらの結果に対するいかなる責任についても、一切責めを負わないものとすることに同意する。契約者は、第三者のデータソースの中には、適宜一時的又は恒久的に本サービスで利用できない状態になるものがあることを了解する。TDSE は、いかなるデータソースであってもそれが本結果に継続して含まれることにつき一切の保証を行わないものとし、さらに、いかなる理由にせよそのような利用不可能となったデータソースを置き換え、あるいは当該利用不可能に関して契約者に賠償する責任や返金する責任を負わないものとする。

第 8 条（損害賠償）

1.TDSE による損害賠償

TDSE は、本サービスの技術（「本件基礎技術」）が第三者の特許、著作権又は営業秘密を侵害し又は不正使用することを理由とした当該損害賠償請求に基づく限り、契約者並びに契約者の役員及び取締役（「契約者関係者」）に対してなされた訴訟につき、契約者関係者を防御し免責するものとする。さらに、当該請求に基づき契約者に命ぜられた費用、損

害賠償金及び合理的な弁護士費用、又は TDSE により合意された和解金を支払うものとする。但し、契約者が下記の点を行うことを条件とする。

(1) 請求がなされたことを速やかに書面で TDSE に通知すること

(2) 当該損害賠償請求に関して防御し、又は和解する単独の支配権と権限を TDSE に付与すること

(3) 契約者が被った立て替え費用を TDSE が負担したうえで、合理的な援助と情報を TDSE に提供すること

本結果を使用したことから生じた損害賠償請求は、TDSE のみがアクセス可能で所有や支配をしていない公知の情報に由来するものであることを契約者が理解しており、従って、そのような請求は、上記賠償の対象から明示的に除外されるものとする。上記賠償の対象となる当該損害賠償請求の場合、又は TDSE がその可能性があると判断した場合、TDSE は、その選択で、(i) 本件基礎技術を非侵害化しあるいは適切な代替技術に置き換えるか、又は (ii) 当該第三者の権利に関するライセンスを取得するか、(iii) 商業的に合理的な努力を行ったにも拘わらず、上記の選択肢のいずれも達成できなかった場合、TDSE は、契約者に対し、前払いされた利用期間の残存期間に対応した未使用の前払い料金の返金を除き、何らの責任も負わず、本契約を解除する権利を有するものとする。TDSE は、当該損害賠償請求が次の理由に関連して生じた場合、何らの義務も負わないものとする：(a) 本サービス又は本件基礎技術を TDSE の供給していない技術や材料と一緒に使用したこと、(b)ユーザーが、本契約で許諾されていない態様または目的で本サービスを使用したこと、(c) ユーザーが提供したコンテンツ、又は、(d) 本データ又は本結果の使用。

2.契約者の賠償

契約者は、TDSE に対してなされた以下に基づく又は以下に関する訴訟に起因して生じた損害、責任および費用（合理的な弁護士費用を含む）につき、TDSE、その親会社、関連会社、子会社、ライセンサー、並びにそれらのそれぞれの取締役、役員、従業員、業務委託先、代理人、承継人及び譲受人（併せて「TDSE 関係者」）を防御し免責し賠償するものとする：

(1) 契約者が本契約に違反して本サービスを使用したこと

(2) 契約者が本サービスのユーザーＩＤ又はパスワードの秘密と完全性を厳格に維持しなかったこと（それぞれを「第 8 条 2 項請求」）。契約者は、当該請求に起因する訴訟において最終的に負担した又は当該第 8 条 2 項請求の和解において支払うことが必要となったあらゆる費用、損害賠償金及び合理的弁護士費用を、支払うものとする。但し、TDSE が契約者に対し(a) 速やかに第 8 条 2 項請求がなされたことを通知し (b) 当該第 8 条 2 項請求の防御と和解に関する単独の支配権を付与し（但し、契約者は、TDSE の全責任を無条件に免除する和解でなければ、いかなる第 8 条 2 項請求についても和解をすることは

できないものとする)、さらに（c）契約者の費用負担で契約者に対し合理的な援助をすることを条件とする。

第 9 条（責任の制限）

1.いずれの当事者も、他の当事者に対し、本契約に関連し、契約上の行為であろうと不法行為であろうと（過失を含む)、また当該当事者が当該損害の発生について予め通知されていたとしても、付随的損害、派生的損害、間接損害、懲罰的損害、及び特別損害については何ら責任を負わないものとする。これには以下を含むものとする：データの損失若しくは破損又は使用が妨げられたことによる損失に関する損害、代替品、代替技術又は代替サービスの調達費用に関する損害、本契約から又はそれに関連して生じた利益の逸失。

2.第 8 条に基づく金額又は契約者の支払い義務を除き、両当事者が本契約に基づき負担する責任の累積総額は、訴訟原因が生じた日の前１２ヶ月間に、本契約に基づき契約者が支払った合計額を超えないものとする。

3.両当事者は、上記の責任の制限が、本契約における合理的なリスクの分担を表しているものであり、本取引の必須の基礎をなすものであって、当該制限があることで救済の必須の目的が達せられなかった場合であっても、なお有効とすることに同意する。本第 9 条に規定された責任の制限及び放棄は、適用法規で禁止されている場合にはその限りで適用にならないものとする。

第 10 条（一般条項）

1.通知

本契約に別段の定めがない限り、本契約に基づいて必要な又は認められる通知、許諾又は同意は、すべて書面又は TDSE が指定する電子メールの方法によって行うものとする。

2.訴訟提起期限

適用法により許容されている限度において、契約者は、本サービスの使用に関連して発生した請求又は訴訟につき、請求又は訴訟原因が生じた日から 2 年以内に請求を行い、訴訟を提起するものとする。それを怠った場合、当該請求及び訴訟原因は放棄されるものとし、これを取り消すことはできない。

3.不可抗力

いずれの当事者も、その合理的支配を超える事由に起因してその履行が出来ず又は遅滞した場合、他方当事者に対し何らの責めをも負わないものとする。

4. 第三者受益

本契約に関して、第三者受益者は存在しない。

5.譲渡

契約者及び TDSE は、本契約及び本契約に基づく権利を、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に移転し又は譲渡することはできないものとする。本条に違反した譲渡は、

すべて無効とする。上記に従うことを条件として、本契約及び本契約の条項は、両当事者及びそのそれぞれの相続人、遺言執行人、管財人、法的代理人、承継人及び譲受人を拘束し、その利益のために存在するものとする。

6.プライバシーポリシー

TDSE は、https://www.tdse.jp/privacy/にて閲覧できるプライバシー・ポリシーの条件に従うことによってのみ、個人情報を使用するものとする。なお、NetBase Solutions 社（アメリカ合衆国（カリフォルニア州）法人）には、アカウント発行・その他お知らせの連絡等の為、個人情報を提供するものとする。

※ アメリカ合衆国（カリフォルニア州）の個人情報の保護に関する制度の調査-個人情報保護委員会-：https://www.ppc.go.jp/files/pdf/california_report.pdf

※ NetBase Solutions 社 Privacy Policy：https://www.quid.com/privacy

7.完全合意

本契約は、記載されたリンク、本規約と注文書のすべてを含め、両当事者の完全な合意を構成する。本契約は、口頭・書面であろうと、本契約に関する従前のあらゆる合意、提案又は表明に優先する。注文書のいかなる改変、修正又は放棄も、書面により、且つ当該改変、修正又は放棄の主張の申し立てを受けた側の当事者により署名され又は電子的に承認されない限り、有効とはならないものとする。しかしながら、本規約の定めと、注文書、別紙又はその修正の定めとの間に矛盾又は不一致がある場合、その限りにおいて、当該注文書、別紙またはその修正の定めが優先するものとする。

第 11 条（反社会的勢力との関係遮断）

1.契約者及び TDSE は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項について確約する。

（1）自らが、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者等、暴力・威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力（総称して「反社会的勢力」）に該当せず、将来も反社会的勢力とならないこと

（2）自らの役員（代表者、取締役又は実質的に経営を支配する者）が反社会的勢力に該当せず、将来も反社会的勢力とならないこと。

（3）自らの業務委託先等として反社会勢力を利用しないこと

（4）自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

④虚偽の風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

⑤その他前記に準ずる行為

2.契約者及び TDSE は、自らが前項に違反した場合又はその虞があることが判明した場合には、直ちに相手方に通知するものとする。
3.契約者及び TDSE は、第 1 項に関する確認のために相手方が行う調査に合理的範囲内で協力するものとする。
4.契約者及び TDSE は、相手方が前三項に違反した場合は、何らの催告をすることなく当該相手方との契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
5.前項の規定による解除は、解除した者から違反した者に対する損害賠償請求を妨げないものとする。また、違反した者は、解除した者へ損害賠償を請求できないものとする。

第 12 条（別紙の適用）

本契約に関し、別紙 1 - API 利用規約、別紙 2 - エージェンシー契約者の規約及び別紙 3 - 第三者データの規約が適用される。

第 13 条（規約の変更）

1.TDSE は契約者の事前の承諾なく本規約を改訂することができ、契約者はこれに同意するものとする。この場合、TDSE は、事前にその変更内容を電子メールなどの方法で通知するものとし、当該通知の時点で変更後の本規約が適用されるものとする。ただし、文言の修正等変更が軽微な場合又は変更内容が契約者に不利益を与えるものでない場合には、事前の通知を省略することができる。
2.契約者が本規約の変更に同意しない場合、TDSE は本サービスを提供する義務を負わず、変更後の規約内容に同意しない契約者は、前項に従った TDSE による本規約の変更後その利用の前に、本契約の解約をするものする。本契約の解約をしない場合、契約者が本サービスを利用することにより変更後の本規約に同意したものとみなす。

第 14 条（合意管轄）

本契約に関連･付随する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

第 15 条（協議）

契約者と TDSE は、相互協力のうえ誠意をもって本契約を履行するものとし、本規約および注文書に定めのない事項並びに本規約および注文書の内容の疑義については、協議のうえこれを解決する。

以上

別紙 1 - API 利用規約

1.Quid Monitor Insight API の利用規約

注文書に Quid Monitor Insight API が含まれる場合、契約者はその利用に関して、以下の追加条件に従うものとする。

i.API に関する制限

NetBase Solutions 社の第三者データプロバイダーが第三者データに適用する必須要件により、NetBase Solutions 社は API にオリジナルのテキストおよびテキストの著者・投稿者プロフィールの詳細を含むがこれに限定されるものではない生データの共有を許可する能力が制限されている。API の生データに関わる契約者 API の使用はすべて、NetBase Solutions 社が制限の適用性を判断するために確認するものとし、NetBase Solutions 社は独自の裁量でそのアクセスを許可または拒否するものとする。

ii.契約者の義務

契約者は、注文書で明示的に許可されている場合を除き、次のことを行ってはならない。(i)第三者が Quid Monitor Insight API データにアクセスすることを許可すること、(ii)Quid Monitor Insight API からの未加工の API データを契約者の組織以外の組織と共有すること、または内部使用以外の用途にかかる生データを使用すること、(iii) 契約者は、注文書で明示的に許可されている場合を除き、レポートまたはその他の成果物を、本サービスの契約無しに API 経由（データのパススルーレンディション）で作成または変更すること、(iv) Quid Monitor Insight API データ、またはその元となる Quid Monitor Insight API のアルゴリズムまたはプロセスをリバースエンジニアリングすること、(v) Quid Monitor Insight API または API Data の全部または一部を第三者に販売、リース、サービスとして使用、またはサブライセンスすること、(vi)Quid Monitor Insight API または API データを元に、(a)競合となる商品もしくはサービスを開発すること、または他者が競合となる商品もしくはサービスを開発するのをサポートすること、b)本サービスの特徴、機能またはデザインをコピーすることを目的にアクセスまたは使用すること。

iii.追加条件

NetBase Solutions 社は、契約者が行った各データクエリを迅速に処理するよう努めるが、応答時間に関連する時間保証はないものとする。同様に、本サービスをより高度に使用するための促進ツールとして提供されている Quid Monitor Insight API に関しても、SLA または性能保証はない。API データクエリの応答時間は、API データクエリの複雑さ、Quid Monitor Insight API の現在の負荷、利用可能なリソース、および API データクエリの優先順位によって異なる。

iv.Quid Monitor Insight API のサポートは、TDSE の通常の営業時間内に随時提供されるものとする。Quid Monitor Insight API のサポートをご希望の場合、契約者は TDSE に通知するものとする。

2.契約者の API 接続、API データの禁止事項および合理的な使用

Quid Monitor Insight API にアクセスするために契約者が API を使用する場合、契約者は、本契約または注文書で別途許可された場合を除き、Quid Monitor Insight API の正常な動作を故意に妨害する、または妨害しようとする機能を契約者のユーザーまたはその他の第三者のために作成したり、第三者に許可したり、または本サービスのパフォーマンスに悪影響を及ぼす API を使用しないものとする。

別紙 2 - エージェンシー契約者の規約

「エージェンシー」とは、第三者のクライアントに市場分析を提供する事業体を意味する。該当する注文書で契約者が「エージェンシー」として指定されている場合、本契約に規定されている条件に加えて、本条件が適用されるものとする。エージェンシーは、第三者クライアント(政府機関であるクライアント、または政府機関の代理として本サービスを利用する可能性のあるクライアントは、TDSE または、NetBase Solutions 社の利用承諾が必要)、(以下「エージェンシークライアント」という)に対して市場分析を提供するために本サービスを利用することができる。エージェンシーは、TDSE の書面による明示的な許可がない限り、または該当する注文書に明示的に規定されていない限り、ユーザーID およびパスワード情報をエージェンシークライアントに提供すること、またはエージェンシークライアントに本サービスを直接使用またはアクセスすることを許可することはできない。書面による明示的な許可が与えられた場合、エージェンシーは以下を行うものとする。(a)当該エージェンシークライアントに、エージェンシーの関連プロジェクトのみ本サービスを使用するよう制限すること、(b) アクセスを許可されたエージェンシークライアントに本契約の条件を厳守させること。

別紙 3 - 第三者データの規約

本サービスにより第三者データを契約者に提供する場合、契約者による当該データの使用には、以下の強制的な利用条件が適用されるものとする。1. NetBase Solutions 社のモニターおよび遵守義務

NetBase Solutions 社は、契約者の本サービスの利用を通じて、契約者による第三者データの利用をモニターし、契約者の利用が本第三者データの規約を遵守していることを確認する責任を負うものとする。NetBase Solutions 社はまた、第三者データプロバイダーが NetBase Solutions 社に対して遵守違反の問題を提起した場合、第三者データプロバイダーと協力する責任を負うものとする。ライセンス遵守の問題に加え、契約者は NetBase Solutions 社が X、Facebook または YouTube を使用してダウンロードされた投稿数をモニターし、契約内容の制限を超えていないことを確認するために契約者に通知(電子メール可)することを認めるものとする。NetBase Solutions 社および契約者は、これらの遵守義務から生じるすべての問題に対処するため、誠意をもって協力するものとする。さらに、NetBase Solutions 社と契約者は、継続的な遵守を確認するため、該当する第三者データプロ

バイダーの監査を受けることがある。そのような場合、(a)NetBase Solutions 社と契約者は、注文書に記載された契約内容の制限以下に維持するために、該当する第三者データソースからの需要を削減するために、トピックの構築を修正するために誠意をもって協力するものとする、(b)上記の協力によりかかる需要を削減できない場合、または契約者が該当するトピックを修正しないことを選択した場合、TDSE は、契約内容の制限を超える投稿について、注文書に記載された料金にて毎月後払いで契約者に請求するものとする。NetBase Solutions 社のモニター義務は、契約者が本契約に定める義務を免除するものではない。

2.モニターする具体的な遵守事項

以下はすべてを網羅するものではないが、利用が制限されている範囲を表しており必要に応じてコンプライアンスが監視され、是正される。契約者は、第三者データが以下のサービスを提供するために(第三者データプロバイダーのユーザーまたはそのソーシャルメディアコンテンツを調査またはモニター、センシティブなイベント(抗議活動、集会、または地域組織会議を含むがこれらに限定されるものではない)を追跡、警告、またはその他のモニター業務を行うことを目的に)使用されないことに同意するものとする。

(a)モニターを目的とする公的機関(またはかかる機関にサービスを提供する機関)、(b)モニターの実施または情報収集を主な機能または任務とする公共部門事業体(またはかかる事業体にサービスを提供する事業体)、(c)違法または差別的な目的で、もしくは当社のユーザーのプライバシーに対する合理的な解釈と矛盾するような方法で、個人または個人のグループを隔離するモニター、分析、または調査を実施または提供する目的の事業体、(d)健康状態(妊娠を含む)、経済状態、政治的所属または信条、人種的または民族的出身、宗教的または哲学的所属または信条、性生活または性的指向、労働組合への加入、犯罪の容疑または犯罪歴に関するデータ、もしくは法律で禁止されているその他のセンシティブな個人情報のカテゴリーに基づいて、個人をターゲット、セグメント化、またはプロファイリングする事業体、(e)社会通念上の一般人が、世界人権宣言に違反するようなデータ利用であると合理的に考えるか、または契約者がそのように認識するような行為を行う事業体。

3. X データの利用規約

(a) データ利用に関する X の規則

NetBase Solutions 社のサービスを通じて X 社が提供するデータ(以下、「X データ」という)への契約者のアクセスおよび使用は、以下の条件に従うものとする。(1)「http://twitter.com/tos」に掲載されている X の利用規約(以下、「XTOS」という)、(2)「http://twitter.com/privacy」に掲載されている X プライバシーポリシー(以下、「プライバシーポリシー」という)、(3)「http://twitter.com/rules」に掲載されている X 規約(以下、「X 規約」という)、および(4)「http://developer.twitter.com/en/developer-terms」に掲載されているXー開発者契約規約(以下、「開発者規約」という)、ならびにこれらの文書のいずれかに含まれる補足のリンク。

上記を総称して、「X 規約」という。X 規約は、X 社が X データの利用に対して要求する強制的な規約であり、NetBase Solutions 社または契約者は、いかなる方法によっても編集、変更、修正、または省略することはできない。また、X 規約は X 社によって随時変更される可能性があるものとする。

(b) モニターおよび執行に関する X 規約

X 社は、直接、または本サービスを通じて、X 規約に対する実際の違反または違反の疑いを積極的にモニター、執行、および契約者または NetBase Solutions 社に通知することができる。このような X 社への通知および X 社からの通知は、NetBase Solutions 社と契約者間の秘密保持義務の違反とはみなされないものとする。NetBase Solutions 社は、X 社からの通知により、契約者への X データの提供を中止するよう求められることがある。

4.Facebook の商業規約

(a) データ使用に関する Facebook の規則

NetBase Solutions 社のサービスを通じて、Meta 社が提供するデータ(以下、「Facebook データ」という)への契約者のアクセスおよび使用は、「https://www.facebook.com/legal/commercial_terms」(以下、「Facebook 商用規約」という)、「https://www.facebook.com/legal/terms」(以下、「Facebook サービス規約」という)、「https://developers.facebook.com/policy」(以下、「Facebook プラットフォームポリシー」という)にある Facebook プラットフォームポリシー、およびそこに含まれる補足リンク(以下、総称して「Facebook 規約」という)に従うものとする。Facebook 規約は、Meta 社がそのデータ使用のために要求する強制的な規約であり、NetBase Solutions 社または契約者は、いかなる方法によっても編集、変更、修正または省略することはできない。また、Facebook 規約は Meta 社によって随時変更される可能性があるものとする。

(b) モニターおよび執行に関する Facebook 規約

Meta 社は、直接または NetBase Solutions 社を通じて、Facebook 規約の実際の違反または違反の疑いを積極的にモニター、執行、および契約者または NetBase Solutions 社に通知することができる。このような Meta 社への通知および Meta 社からの通知は、NetBase Solutions 社と契約者間の秘密保持義務の違反とはみなされないものとする。NetBase Solutions 社は、Meta 社からの通知により、契約者への Facebook データの提供を中止するよう求められることがある。

5.YouTube の商業規約

(a) データ使用に関する YouTube の規則

NetBase Solutions 社のサービスを通じて、Google 社が提供するデータ(以下、「YouTube データ」という)への契約者のアクセスおよび使用は、「https://www.youtube.com/t/terms」(以下、「YouTube 規約」という)に記載されている YouTube の商業規約およびそこに含まれる補足リンク(以下、総称して「YouTube 規約」という)に従うものとする。YouTube 規約は、契約者が YouTube のデータを使用するために Google 社が要求する強制的な規約

であり、NetBase Solutions 社または契約者は、いかなる方法によっても編集、変更、修正または省略することはできない。また、YouTube 規約は、Google 社によって随時変更される可能性がありうるものとする。

(b) モニターおよび執行に関するルール

Google 社は、直接または NetBase Solutions 社を通じて、YouTube 規約の実際の違反または違反の疑いを積極的にモニター、執行、および契約者または NetBase Solutions 社に通知することができる。このような Google 社からの通知は、NetBase Solutions 社と契約者との間の秘密保持義務の違反とはみなされないものとする。NetBase Solutions 社は、Google 社からの通知により、契約者への YouTube データの提供を中止するよう求められることがある。契約者が YouTube API サービスを使用する場合、契約者は、「http://www.google.com/policies/privacy」に記載されている Google プライバシーポリシーにも従うものとし、Google 社は、不正使用に対してアクセスの取り消しを要求することができるものとする。

6. LexisNexis の規約

契約者は、NetBase Solutions 社のライセンサーである RELX 社の関連会社の LexisNexis 社が本サービスに関連して提供するニュースおよびブログデータを含む本サービスの使用およびアクセスは、「www.lexisnexis.com/terms/general」に記載されている条件に準拠することを理解し、同意するものとする。

以上